

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

協会けんぽ広島支部の保険料率が変わります

健康保険料率

給与・賞与の**10.01%** (令和3年2月分(3月納付分)まで) → 給与・賞与の**10.04%** (令和3年3月分(4月納付分)から)

- ◆ 健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。広島支部の医療費の伸びが全国平均の伸びを上回ったことが、健康保険料率変更の主な要因です。

介護保険料率

給与・賞与の**1.79%** (令和3年2月分(3月納付分)まで) → 給与・賞与の**1.80%** (令和3年3月分(4月納付分)から)

- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

事業主・加入者の皆さまの取組が、保険料率の決定に大きく影響します!

■『健康診断・保健指導』を受けましょう

ご自身の疾病予防や早期発見、生活習慣の改善により、将来的な医療費の抑制効果が期待できます。

■『ジェネリック医薬品』をご利用ください

ジェネリック医薬品を使用した場合、お薬代の自己負担軽減と医療費の抑制につながります。

■『健康経営』の推進をお願いします(『ひろしま企業健康宣言』の参加事業所募集)

協会けんぽ広島支部では、健康経営の推進や加入者の皆様の健康増進に向け、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーされた事業所を積極的にサポートし、一緒に健康づくりを進めています。継続的な健康づくりの実施に向け、未宣言の事業所におかれましては、是非エントリーをお願いします。

皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます

年に1回 健康診断を受けましょう!

生活習慣病予防健診 ~加入者ご本人(被保険者)様の健診(35~74歳の方)~

■ 受診までの流れ

1.ご予約

生活習慣病予防健診実施機関に直接ご予約ください。後日、予約した健診機関から必要書類一式が届きます。
※健診実施機関は、事業所(任意継続保険加入の方はご自宅)に届くご案内、または協会けんぽのホームページでご確認ください。



2.受診

保険証、健診機関から届いた書類一式、健診費用をご持参ください。

特定健康診査 ~加入者ご家族(被扶養者)様の健診(40~74歳の方)~

■ 受診までの流れ

1.特定健康診査受診券(セット券)が加入者ご本人(被保険者)様のご自宅に届く

2.受診

協会けんぽから届くパンフレットや市町の広報紙等を確認し、受診場所を決めてご受診ください。
※事前に予約が必要な場合がございますので申込先にご確認ください。



健康サポート(保健指導)を実施しております!

健診を受けて、メタボリックシンドローム等のリスクがあると分かった場合、保健指導の対象となります。対象者の方のニーズに合わせて、ICTによる面談や健診当日の保健指導を実施しております。
詳しくは広島支部保健グループまでお問い合わせください。

☎082-568-1032(直通)



三次・備後府中年金事務所内協会けんぽテレビ電話相談の終了について

三次年金事務所、備後府中年金事務所に開設しておりました、協会けんぽテレビ電話相談は令和3年3月31日(水)をもちまして終了いたします。また、テレビ電話相談終了に伴い、同事務所に設置しております協会けんぽ各種申請書につきましても、撤去となります。お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証 保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!



！ 事業者の皆さまへ【重要なお知らせ】 ！

従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック！



どんないいことが？ 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

フリーダイヤル 0120-95-0178

マイナンバー総合

受付 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。